

総務委員会会議録

平成30年3月8日(木)

(開会) 10:12

(閉会) 14:44

【 案 件 】

1. 議案第1号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)
2. 議案第22号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例
3. 議案第23号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
4. 議案第33号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
5. 議案第34号 嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の締結
6. 議案第35号 桂川町との間における定住自立圏形成協定の締結
7. 議案第36号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更
8. 請願第14号 玄海原発再稼働の延期を求める決議に関する請願

【 報告事項 】

1. 2020東京パラリンピック事前キャンプ地誘致活動について (都市施設整備推進室)
2. 一般社団法人福岡音楽大学設立の会からの要望について (秘書広報課)
3. 飯塚市地域情報化計画について (情報推進課)
4. 無線通信網におけるIoT技術を活用した実証事業について (情報推進課)
5. 被災地職員派遣について (人事課)
6. 土地明渡等請求事件の経過について (財産活用課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第1号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第1号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)」の概要についてご説明いたします。補正予算資料、2月9日専決、追加提案分と書かれていない分をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、一般会計で3917万4千円を減額いたしまして、補正後の予算総額を635億798万5千円にしようとするもので、表の下に記載しておりますように、国の補正予算(第1号)の関連事業にかかる経費と今後見込まれる所要額を補正するものです。

次の4ページ以降に主な補正予算の概要を費目ごとにまとめておりますので、その主なものについてご説明いたします。まず、歳入からご説明いたします。繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金の繰入を5293万4千円減額するものです。諸収入につきましては、才田井堰維持管理補償金1246万円を県から受け入れるものです。市債につきましては、起債対象事業費の増に伴う補正額を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。総務費、地域振興費のバス路線維持費では、負担金の確定により小竹天道線バス路線維持負担金、直方線バス路線維持負担金を増額するものです。農林水産業費、県営農業生産基盤整備事業費の高尾ため池改良県営事業負担金では、国の補正予算による追加割当に伴い増額するものです。土木費、浸水対策事業費の学頭調整池排水ポンプ場新設事業費では、国土交通省との実施協議に時間を要したため、事業費を減額するものです。なお、同額を平成30年度当初予算に計上いたしております。消防費、常備消防費の飯塚地区消防組合負担金では、平成29年7月に発生しました九州北部豪雨災害に係る派遣費用として増額するものです。繰越明許費の補正は、「高尾ため池改良県営事業負担金」以下2件につきまして、年度内の完了が見込めないため追加するものです。

5ページをお願いいたします。債務負担行為の補正は、公有財産購入費の土地開発公社委託分の「目尾地域開発事業用地敷」以下2件につきまして、期間及び限度額を変更するものです。

6ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。予算書の6ページに第3表、債務負担行為補正が2件ありますけれども、そのうち1件、公有財産購入費、目尾地域開発事業用地敷、土地開発公社委託分とある分は、11ページの調書のうち、上段のものに照合しているかと思えますけれども、この件について伺います。一つはこの買い戻しの16億円余の対象土地はどこかお尋ねします。

○地域政策課長

用地につきましては、多目的広場、プール、多目的施設、園芸ひろば、公共施設等を計画しておりますクリーンセンターの周辺の用地でございます。

○川上委員

面積は。

○地域政策課長

面積といたしましては31万3449.16平方メートルとなっております。

○川上委員

小学校のサッカーラウンドが31面ぐらいということですね。これは、一括ではなくて分割して購入するんでしょう。そうであれば何年度はどこそこ何平米を幾らでというように答弁してもらおうとわかりやすいですけど。

○地域政策課長

当該土地につきましては、目尾地域振興計画の中で、いろいろと検討をされてきておりますが、現時点で具体的な活用方法等は最終的に決まっておきませんので、今のところ買い戻しは何年に何平米を購入してというふうな形での計画には至っておりません。

○川上委員

私の質問は、どの土地をいつ、幾らで、面積とともにどういう計画かと聞いたんですよ。購入計画ですよ。

○地域政策課長

当該土地につきましては、土地開発公社にて先行的に取得していただいております土地でございます。

その土地を目尾地域振興計画の中で、どういうふうに活用していくかということ、これまでにいろいろ検討してきておりますが、具体的に現時点で、具体的な活用方法等が決まっていない状況でございますので、現時点で、例えば多目的施設用地を何年度に幾らで買い戻すというような計画には至っていない状況でございます。

○川上委員

事業が定まれば、それに従って買い物をしていこうと。適当に2億円くらい各年度割に割り振りをしておるといふ大ざっぱなものを書いているということですか。

○地域政策課長

各年度の計画といたしましては、公共施設用地だとか工業団地用地、区域外用地、そういった形で、予定を立てておりますけれども、具体的に計画があつてのことではございませんので、質問委員が言われるように、仮の状況だといふふうにご理解いただければ助かります。

○川上委員

全体としては31万平米と、清掃工場の周辺用地ですと言われたんだけど、仮の計画というのがあるんですね。仮でもいいから、ここで明らかにしてください。

○委員長

川上委員、地域政策課長が言われたのは、仮の名称をつけて仮の目的ありますといふことの表現ではなかつたらうと思ひますんで質問の仕方を変えられていただければと思ひます。

○川上委員

私は大ざっぱなものかと思ひたら、違ふと仮の計画があるんだといふから、それを聞かせてくださいといふているんですよ。

○地域政策課長

答弁を変更させてください。仮の計画といふことではございませんで、計画ではなくて、仮の用途の目的といふふうな公共用施設の用地だとか、工業用の施設の用地だといふふうな仮の名称をつけて計上させていただいているものでございます。

○川上委員

そうすると、どの土地が1だといふ順序があるんでしょう。それを聞かせてください。

○地域政策課長

どの土地を1といふふうな計画はございません。

○川上委員

とにかく先行取得をしてもらふと。このように、買い戻そうとしたんだけど、16億円におよびますが、各年、2018年度は2億8千万なんだけなんだけ、この額はどのようにして決めているんですか。

○地域政策課長

用地の面積を押しなべて平均して算出したものでございまして、具体的に計画されたものではございません。

○川上委員

今おっしゃつたのであれば、この2億8768万7千円という数字はどこから出てきたのか、教えてもらえますか。

○地域政策課長

取得単価と利息と手数料等が入っております。

○川上委員

これは7カ年かけて16億円ですから、先ほど言われたような31万平米ですよと。7で割ったんですよというようなことであれば同一金額でいいんじゃないんですか。どうしてこの金額にアンバランスがあるんですか。

○地域政策課長

利息のつき方とかそういったところで若干、金額に差異が生じております。

○川上委員

そうすると、7カ年で16億円余だけでも、このお金はどこに行くんですか。土地開発公社の口座に入ったあとは。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 26

再開 10 : 30

委員会を再開いたします。

○地域政策課長

市が16億円相当を公社に支払った場合は、公社としては、借金なりをして購入しておりますので、その返済に充てることになろうかというふうに思っております。

○川上委員

そうすると、この16億円は、土地開発公社が金融機関に、あるいは政府もあるかな、の借金返しに使われるということなんですね。そうすると、この土地31万平米、購入はいつで、そのときの購入価格は幾らなのか。そして、借金返しのときまでには、累積利息がどれぐらいになるというふうに見込まれるのかお尋ねします。

○地域政策課長

購入につきましては、平成10年度になろうかと思えます。平成10年度で元金としては購入価格としましては、21億3070万8千円になります。利息といたしましては、3億4501万2千円になります。合計で24億7572万円となります。

○川上委員

24億と言われたけど債務負担の限度額が16億です。この残りの差額はどうなりますか。

○地域政策課長

一部既にお買い戻しが終わっておりまして、その部分につきましては、今申し上げた金額のうち、元金として7億8655万1千円、利息として7923万6千円、合計で8億6578万7千円となります。

○川上委員

そうすると先ほど3億4500万円と言われた利息は、2億円8千万円ぐらいなるのか。この件については、清掃工場を目尾地域に建てるということで170億円ぐらいだったと思えますけど、90トンと2基、新日鉄の溶鉱炉ということで、お金がかかりますということで行財政改革の名のもとに初めてゴミ袋を無料から有料にして、今日に至るんだけど、清掃工場は、いわば迷惑施設ということで、この際、目尾地域振興計画をつくらうということで140億円ぐらいの総事業費で取り組み、合併前までには70億円を投入して破綻していくと。あとは地元が絶対にだめだと言っていた工業用地を用途変更でつくっていくとか。そういうことをやっても、なおかつ、事業は頓挫しているものなんですよ。その間に、既に利払いを終えたものを含めると、今の答弁では3億4500万円。これから利払いを無為に

何に使うかもわからないまま先行で取得させたために、利子を国や銀行に払い続けなければならないお金が2億7千万から8千万円あるよということを言っている予算計上ですか。答弁をしてください。

○財政課長

予算計上のご質問でございますけれども、議案書の3ページになります。第3条で債務負担行為の補正というところで、これは予算計上となっております。

○川上委員

私が述べたことについて反論もなければ指摘もないということで認められたということだと思います。それで、このさらっと上がってきた補正なんだけど、一つは、当初の目尾地域振興事業が完全に破綻しているんだということを明らかにする必要がありますね。なぜ破綻したのかについては、この間、10年の間にやりとりしたことがあるけれども、東部から手をつけなかったからです。現実には人が住んで暮らしを何とか立て直してもらいたいと、まちをよくしてもらいたいという人が住んでいるところから手をつけなかったところにポイントがあったんじゃないかと。新駅の問題とか。このことが一つと。二つ目は、土地開発公社による土地の先行取得というのがもう異常な事態に陥っていると。利払いを抑えたり、あるいは土地を失わないために、そういう時代があったことはあるかもしれないけども、今そんな時代ではないし、ましてやこの土地は失われるような土地でもなかったわけだから、土地開発公社を利用して意味もなく土地を抑え続けて、そのために何億円もの利子を国とか金融機関に払い続けているのはおかしかったよねというのをはっきりさせる必要があるし、その上で、この予算計上をしたのかなと思ったけども、そのようでもないようです。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

今回、補正予算第7号については、賛成できません。理由は、質疑の過程で既に申し上げましたけれども、本市は、目尾地域振興計画の破綻、そして土地開発公社による土地先行取得方式がもう時代遅れであるということ認めてしかるべきだと思います。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第1号 平成29年度の飯塚市一般会計補正予算(第7号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第22号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第22号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。議案書の13ページをお願いいたします。本条例案は、職員定数の合計952人については変更ありません

が、これまでの組織の再編に伴い、その内訳を改めるものでございます。

14ページの新旧対照表をお願いいたします。表の左側が「新」で、右側が「旧」でございます。条例第2条第1項第2号「市長の事務部局の職員」につきましては、755人を784人に、同じく第5号「教育委員会の事務部局及び教育機関の職員」につきましては、119人を90人に改め、その他の部局の職員数については変更はございません。

今回の改正につきましては、主に「教育委員会の職員」のうち公民館の交流センター化に伴う移管によるもの、及び「市長部局」の「任期付き保育士の定数増」によるものでございます。

また、第3条第3項の「県費負担職員」という表現につきましては、人事交流により福岡県が給料を負担している職員がおりますが、災害派遣などのケースも想定されますので、その表現を「市が給料を負担しない職員」というふうに変更するものでございます。

また、年度途中で復職及び復帰する職員については、現状定数外としておりますので、実情に合わせた条文を追加するものです。なお、施行日は平成30年4月1日とするものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第22号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決すること、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

議案書の15ページをお願いします。

「議案第23号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。この改正につきましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、関係規定を整備するため、飯塚市税条例の一部を改正するものです。

16ページに、新旧対照表をつけております。改正内容について、ご説明いたします。固定資産税の納税義務者等を規定しております飯塚市税条例第54条第7項の一部改正であり、同項中「施行規則第10条の2の10」を「施行規則第10条の2の12」に改めるものです。地方税法施行規則については、「第10条の2の3」及び、「第10条の2の4」として新たに2つの条文が加わったことにより、固定資産税に係る条項が「第10条の2の12」となったため、関連する市税条例の条項を整備するものです。

以上で、改正内容の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第23号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第33号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

議案書56ページをお願いいたします。

「議案第33号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成30年2月7日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

議案書58ページ、59ページに新旧対照表をつけておりますが、内容の説明は省略させていただき、今回の主な改正についてご説明いたします。

今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律の扶養手当の支給額の改正に併せた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定められている扶養親族加算額及び加算対象区分の改正に伴い、補償基礎額の加算額を改定するものであり、配偶者は333円から217円に減額、配偶者がいる場合の22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は267円から333円に増額、配偶者がいない場合のその他の扶養者は300円から217円に減額するものでございます。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

法の改正に合わせたものなことなんですけども、この中で、不利益変更がありますね。この不利益変更については市としてはどうお考えですか。

○防災安全課長

今回の改正につきましては、配偶者分が減額になっており、子どもさんの分が増額になっており、配偶者、それから配偶者のいないその他の扶養親族の分が減額になっております。これは国のほうの扶養手当の支給額の改正が配偶者とその他の親族を減額し、子どもを増額という趣旨に合わせて、本市の同じように改正するものでございます。

○川上委員

それは、私でもそう答弁すると思うけど。それをどう思うかということを知っているわけです。消防団員が命がけの仕事するわけですよ、されているわけですよ。そういう方たちの損害補償の基準にかかわることで不利益変更が起こっていると。この国の法律によって、それを飯塚市としてはどう考えるかということを知りたいわけです。

○委員長

川上委員、質問の仕方を変えていただかんと答弁のしようがなかろうと思いますよ。個人的な答弁でよろしいのであればいいですけどね。

暫時休憩いたします。

休憩 10:48

再開 10:49

委員会を再開いたします。

○防災安全課長

失礼しました。今回の改正につきましては、減額の方、また増額の方がおられます。これは国の働き方改革の中で示されている流れであり、市としてもそのように改正していくということで進めております。

○川上委員

国の働き方改革の中で出てきたものだというふうにおっしゃるわけですか。どういう関係があるんですか。

○防災安全課長

国の考えといたしますか。扶養手当の見直しに伴う改正でありますので、その分に合わせて消防団員等の分も改正するものでございます。

○川上委員

最初の質問はそれを飯塚市はどう考えるかということをお願いしたんですよね。安倍首相が、働き方改革とかいうふうなことで、地方の消防団員の損害補償にかかわる基準を333円から217円、300円から217円に切り下げるとか本当に言っているんですか。このようなことを。安倍首相は、地方の消防団員の公務災害補償について、どういう認識があるんですか。何もないでしょう。国がこういうような改悪をするのをどう思うかと聞いているわけですよ。それは答弁できませんか。

○総務部長

この損害賠償の加算額の関係につきましては、もともとの条文の中で、そういう扶養手当の額に準じた形で行うということになっているものでございます。そのため、それに基づいた、先ほども申しましたけども、扶養手当の見直し、これは働き方改革に基づいて変わったことに伴って、この部分についてもこのような対応になっているところでございます。確におっしゃいますとおり配偶者の部分については減額となりますので、その部分について、不利益というような趣旨を申し上げているんだと思えますけども、そういった方もおられるということも重々わかります。その人たちにとってということをおっしゃっているんでしょうけども、これは国の制度として、子どもを持っておられる方に対しては、扶養手当の額を多くするという趣旨の中で進んでいる内容でございますので、子どもさんがいらっしゃる部分については逆にふえるという部分もございますので、そういった形の中で進めておる。国の制度に基づいてしているところでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○川上委員

利益になる変更は問うてないんですよ。不利益になる変更について問うているわけです。それで、これは国がやることでご理解いただきたいとか言われるけども、安倍首相とかは、飯塚に消防団員が今何人いて、充足率がどれぐらいで、消防団員がどんどん集まっているかどうかについても把握していないわけですよ。自分がこの改定をやった影響を受ける人が飯塚で何人ぐらいいるのかとか、不利益になる人たちがとかいうのは関係がない。わからないわけですよ。でも、この条例改正をする飯塚市長はわか

っておかなければならない。そこで、それぞれの不利益変更について対象になる方々が、現在、配置されている方々で何人ぐらいが不利益をこうむるのか、不利益変更の対象になるのか、その人数をお尋ねします。

○防災安全課長

消防団員等の家族構成といいますか、配偶者の人数、また、その他の扶養親族の人数等は、団員入団の際とかにも問うてはいませんし、把握をしておりません。したがって、今回の不利益になられます人数も把握してないのが現状です。

○川上委員

全く無責任と言うほかはないんだけど、しかし不利益変更でしたというのは、損害発生時にわかるわけで、そのときに、国がこうしたんだから前だったらこういう額になるんだけど、4月1日以降は国がこうしているから、これだけですよと。その不利益変更に対して飯塚市独自に、国がしないんだったら、あるいは国が不利益にする分については、せめて維持するために、飯塚市としてこういうことをやろうとかいうようなお考えは検討されませんでしたか。

○防災安全課長

今の質問内容はその差額の部分を飯塚市として何か検討したかということでお答えしますと、その分の検討はいたしておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、議案第33号の消防団員等にかかる損害補償の基準を不利益変更する国の改定を本市がそのまま受け入れて、そして、何の代替保証も考えないというようなスタンスでこういう条例を改正する条例を出すのは、間違っているというふうに思います。

以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第33号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号 嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の締結」及び「議案第35号 桂川町との間における定住自立圏形成協定の締結」以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総合政策課長

議案第34号及び35号の補足説明をいたします。議案書の60ページをお願いいたします。嘉麻市及び桂川町と定住自立圏の形成にむけて協議を進めておりましたが、今般協定内容について調整が整い

ましたので、「定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例」に基づき提案するものでございます。この協定は、協定書の第3条に規定していますとおり3つの政策分野において、取り組むものとしております。第4条の第2には、連携事業の費用負担の考え方を規定しております。第5条は協定の変更手続き、第6条は廃止の手続きになりますが、いずれも議会の議決得たうえで進めることとなります。

63ページをお願いいたします。別表第1は、生活機能の強化に係る政策分野における取り組みとなっており、アの医療からキのその他まで7つの協定項目を定めております。このうち65ページのカの環境衛生は、飯塚市と嘉麻市のみの協定項目となります。

67ページをお願いいたします。別表第2は、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野で、アの地域公共交通の維持確保と広域ネットワークの構築から、ウの消防・防災までの3つの協定項目を定めております。

69ページをお願いいたします。別表第3は、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野となりアの圏域職員等の人材育成及び交流促進の協定項目を定めています。

議案第35号は、桂川町との協定項目となります。先ほども説明いたしました通り、別表第1、生活機能の強化に係る政策分野において1項目少なくなっております。それ以外は、嘉麻市の協定と同様の内容となりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、本日補足資料を提出させていただいておりますので、資料の説明をさせていただきます。

補足資料の1をお願いします。この資料は、先ほど説明いたしました協定の内容に基づき、現在検討を進めています連携事業案でございます。連携事業は、正式には協定締結後に作成します共生ビジョンで検討することとなりますので、その前段階での資料とのご理解をお願いします。これらの連携事業案を検討する際には、移住、定住につながることで、連携することで、より成果効果が上がることで、そして国の支援策を活用できることなどを考慮いたしております。

それでは資料内容について説明いたします。左から政策分野、取組事項、取組施策、形成協定に明記する取組内容までは、先ほど説明いたしました協定内容に記載しているものでございます。次の連携状況の欄は、すでに連携して取り組んでいる事業は、既存と標記しております。今後新たに連携して事業に取り組むのは新規といたしております。なお、表中のウ、子育て支援の中で、病児、病後児保育については、飯塚市ではすでに取り組んでいますので既存事業ではありますが、2市1町で連携して取り組んでおりませんので、この場合は、新規といたしております。一番右端の開始年度は、嘉飯圏域の定住自立圏は、平成30年度10月から開始予定としておりますので、既存事業や、予算措置をせずに連携できる事業については、できるだけ平成30年度からの開始予定といたしております。

補足資料の2をお願いします。全体のスケジュールとなります。上段に必須の取り組みを掲載しておりますが、当該議案を議決いただければ、今後のスケジュールとして、3月下旬に協定の調印式、その後4月から共生ビジョンの策定作業となります。

共生ビジョンでは、連携事業を定めますので、議会の欄に記載していますように、進捗状況を4常任委員会に報告させていただきたいと考えています。また協議組織としましては、一番下に記載していますが、今後詳細な作業が必要なことから作業部会を設置するようにいたしております。

次に補足資料の3をお願いします。この資料は昨年9月の総務委員会に提出したものに2ページ5、飯塚市の移動特性を新たに加えております。①が通勤の流動状況、②が通学の流動状況となっております。2市1町の繋がりが深いことがわかるデータとなっております。これ以外のデータは、昨年9月と同じものでございますので、説明は省略させていただきます。なお、議案質疑がありました2市1町の平成28年度の広域保育制度の状況については資料に掲載しておりませんが、飯塚市の方が、嘉麻市、桂

川町の保育所を利用しているケースは月平均約47人となっています。逆に、嘉麻市、桂川町の方が、飯塚市内の保育所を利用されてケースは月平均約15人となっています。

補足資料の4をお願いします。これは総務省の資料でございます。1ページは制度の概要で、定住自立圏構想の意義、手続き、全国を取組状況、国の支援策の大まかな概要となります。2ページから3ページにかけては、全国の詳細な取組状況となります。4ページは、すでに連携している圏域の政策分野ごとの主な取組状況となります。

補足資料の5は、定住自立圏を形成した場合、国からの受けることができる財政支援措置となります。1ページは総務省所管の財政措置で、特別交付税や地方債の優遇措置となります。表の一番上の包括的財政支援措置が、これまでも説明していました特交措置で、支援の内容に8500万円と記載しておりますが、飯塚市の場合は7600万円となる見込みでございます。2ページから3ページにかけては関係省庁の支援策で、施策名で記載しています事業を連携して取り組むことで、補助金や交付金が優遇されるものでございます。

以上で、議案第34号及び35号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

定住自立圏構想なんですけれども、国は9年前、平成21年半から全国展開ということにしているんですけれども、本市は既に、平成18年に2市8町ではなく、1市4町ということで、新市を発足応じて、第1次総合計画に基づく、市政運営に乗り出していただろうところなんです。そして第2次総合計画を策定した後に、昨年10月に総務省が前年に続いて定住自立圏構想推進要綱を改定し、飯塚市に提示してくるということになったわけです。名指しで。それで今回のことのようになっているんだけれども、そもそも市としてはこの定住自立圏の、国が提起してきている定住自立圏だけでも、その目的をどのように受けとめておるのか、お尋ねします。

○総合政策課長

定住自立圏構想のこの制度の目的ということで、まず一つ、国のほうの目的といたしましては、これも要綱にのっているとおりでございますけれども、住民の日常生活圏としてかかわりの深い自治体である近隣市町村がそれぞれの特性を生かしつつ、各種の取り組みを相互に連携協力して進めていくことにより、地域全体の活性化を図り、地域圏に安定した定住環境を構築していくことを目的としているということでございます。これにつきましては本市、それから、嘉麻市、桂川町についても、この内容の目的に沿ったところで今回の定住自立圏構想については進めてきているというところでございます。

○川上委員

地域で暮らしやすいまちづくり、地域づくりをしてくださいと、それを応援しますというように聞こえるんだけど、国はなぜ、その方向を打ち出してきたのか、そのことについてお尋ねをしているわけです。

○総合政策課長

そもそもこの定住自立圏というのを国がなぜ始めたのかという質問だろうと思えますけれども、これにつきましては同じく要綱のほうに記載されておりますけれども、この当時、いわゆる平成20年当時に、地方圏から3大都市圏への人口流出を食い止めていかないといけない。そうしないとそこに集中して地方圏については、いわゆる過疎化、活性化ができないというような危惧がある中で、こういう地方都市の中で核となる中心市を定めそこに隣接する市町村と一緒にそういう活性化する事業を連携して

行うことで、人の流れに歯どめをかけていこうということが、そもそもの事業の趣旨ということになります。

○川上委員

3大都市圏というのは。

○総合政策課長

3大都市圏につきましては、東京、それから中京、それから関西ということでございます。

○川上委員

協議をして今日に至っているわけですから、わかると思うので聞きますけれども、飯塚、嘉麻、桂川それぞれの3大都市圏との関係での人口の移動の状況はどのように把握していますか。

○総合政策課長

現実3大都市圏に、今この2市1町の住民の方が多く流出しているかということは、統計的にはわかりません。現実、この2市1町が多く、いわゆる転入転出の差異があるところということで転出超過になっているのは、福岡都市圏でございます。

○川上委員

そうすると国が誘導しているのは3大都市圏と飯塚、嘉麻、桂川との関係を言っているわけですね。ところが、今現実的には、そこの関係は余り大きくはないと。一方で、福岡都市圏との転出超過が問われているということでしょう。そうすると、かみ合わないですね。このことについて、どういう検討をしたのかお尋ねします。

○総合政策課長

もともとおっしゃるとおり、この制度そのものというのは日本全体を照らし合わせたときに、こういう3大都市圏というような表現をされております。現実問題として、ここの嘉飯圏域が抱えている分については、いわゆる福岡への流出をどう食い止めていくか、飯塚市がダム的な、川で言うとダムみたいな機能を果たせるかということでございますので、検討する趣旨としては、国の要綱の趣旨とは若干ずれているところがございますけれども、今、ここの2市1町が抱える課題対応すべくためにこの定住自立圏を進めていくというところの趣旨については、2市1町で共有しながら進めているところではございます。

○川上委員

そうすると、国が制度設計をした3大都市圏とのことも関係ないわけね、事実上、筋が違う。福岡都市圏との関係はそれが生じているということなんだけど、福岡都市圏に転出超過というふうに人が流れているということなんだけど、世代的にはどういう世代が多く出ているという形になっていますか。

○総合政策課長

申しわけございません。世代での転出の状況については申し上げございません。今ちょっと把握いたしておりません。

○川上委員

くだいけれども3大都市圏はもうほとんど関係がないわけでしょう。私の周りで最近気がつくのは高齢の方が東京とかに行くんですよ。子どもさんのところに行くわけですね。三多摩のほうとか多いです。それはそうなんだけど、今度は福岡都市圏とおっしゃった。市としては、総務省が言っていることとは違うんだけど、福岡都市圏との関係の転出超過をどうにかしたいというようなことで設計しているんだけど、どの世代が出ていっているかがわからないという答弁なんです。本市のことがわからないんですね。嘉麻や桂川のことではなく、本市のことわからんわけでしょう。

○総合政策課長

全体的な人数については把握いたしておりますけれども、これは詳細について調べれば、もちろんわかるところでございますけれども、現時点では把握はどの世代が多く転出しているかということについては、把握はいたしておりません。

○川上委員

それがわからないでこの仕事ができるのでしょうか。国が言っていることと違うことを言っている、やろうとしている。そして違うことをやろうとしていることについても、基本的な現状認識ができてないということがわかりましたけども、具体的な課題について、議案のほうには、添付資料もあるんだけど、この中で災害防止、地域防災計画がそれぞれあると思います。などの連携についてはどのように協議し、成果に結びついておるのかお尋ねします。

○総合政策課長

今回、すべて例えば、消防防災全体を見渡して連携をどう進めるかというところも重要ではございませんけれども、今回の部分につきましては、先ほど説明の中にございましたけれども、連携して成果が上がるような事業とか、国の支援策、そういったものが得られるもの、まずはそういったところから連携して考えていこうというようなことをございましたので、今回につきましては、防災拠点の整備推進というようなところに焦点を絞って連携事業を進めていこうというようなところで考えているというところでございます。

○川上委員

具体的な成果はどういったものがありますか。

○総合政策課長

この消防防災につきましては、連携事業の案でちょっと示していますように、特に、いわゆる避難所としての機能強化ということでのWi-Fi環境の整備というようなところを検討しているわけでございますけれども、これにつきましては、国の支援策を受けられるということが、一つの連携事業の選択とした大きな理由でございます。成果につきましては、これから共生ビジョンの中できちっと数値化しながらつくっていくという形になります。

○川上委員

今おっしゃった共生ビジョンのことについてはまたあとで聞きますけど、それで、こういったことで、連携したり調整したり協働したりとおっしゃっていることは、私は重要と思います。自治体間で、しばらく前は競争という言葉がはやりましたけどね。協働したり助け合ったりすることが重要です。助け合いの競争ですね、競争するなら。そういったことなただけれど、今回の国の定住自立圏構想のゴリ押しによらなくとも、こういう関係プレーはずっとやってきたし、対等な関係でやっぱり頑張ってきたわけですよ。広域事業、組合を作っているものもちろんありますけど。今回、この制度でなければできないという、これ以外ではできないんだというのがありますか。

○総合政策課長

補足資料の1に、今これはあくまでも、今の段階で考えております連携事業案でございますけれども、この中で先ほども説明いたしましたように、既存事業については、もう既に連携を取り組んでいる事業でございます。いわゆる今のご質問でいうと、新規の部分について、この定住自立圏というものを活用しないでもできない事業はあるのかというようなご質問だろうと思いますけれども、これを見ていただければ、わかりますとおり、この制度によらなくとも、連携することは可能な事業ばかりであろうというふうには、今の案の段階では考えられます。

○川上委員

質問を一つくらい省略していきますね。要するに、この定住自立圏構想に基づく協定とかビジョンによらなくとも、きちんと自治体同士で話し合っ、これまでやってきたように、さらに住民の声を聞いて頑張ればできることばかり。どこが違うかという、それを国が気に入った方向でやるものについては特別交付金を使えますよということですよ。だから、国の誘導のとおりであればお金が来ます。それ以外のものであれば、地方交付税で頑張るしかないという、何に使ってもよい一般財源である地方交付税で頑張らなさいとなるでしょう。特別交付税に、着目して、それをくださいということになれば、国の誘導に従うしかなくなってくる。国は、全国の自治体が自分たちの共有の財産である地方交付税の財源をよこしてくださいよ。もともと地方の財源じゃないかと。国の法律にも、地方が苦しんでいるときには地方財政法によって、地方交付税率を引き上げると書いているじゃないですか。だから全国に自体はそれを国に要求している。国会でもそれが大きな問題になっていて、でも今安倍政権は、いましばらくそういうことはできませんと言いながら、地方が自分が、気に入ることをやるように誘導し、言うことを聞く的には特別交付税というのを流そうとしている。このような形で、日本という国の憲法に規定された8章を地方自治が崩されていく危険がないのかと。地方の特別交付税を出すくらいなら、地方交付税を市の判断、自治体の判断で中に使えるものをふやせよというスタンスが、私は地方自治体にあってしかるべきだと思うわけです。市長、なかなか難しいかなと思われていると思うかもしれませんが、こういう考え方というのは議論されているはず。2市1町で、それぞれ協議をする過程で。そのところを聞かしてもらっていいですか。

○総合政策課長

今、国の要綱に従うような形で連携事業とかを検討してきているんじゃないかなというような話がございましたが、私どもとしては逆に国の事業を活用しているんだよという、そういう趣旨のもとでやっております。あくまでも国の要綱は国の要綱でございます。でも飯塚市が抱えている課題に対して、それを活用していこうという趣旨の中でやっている。したがって、ここに上げている分につきましては、既に取り組んでいる事業もございます。今回こういう形で活用することによって、国の特別交付金とかを今やっている事業に活用できるわけでございますので、今、質問委員が言われるように、国の言うとおりに考えているんじゃないかということについては、全然そういうことではございません。

○行政経営部長

総合政策課長が言いました繰り返しの部分にいますけど、特にこういった取り組み施策については、枠が非常に多き形になっています。こういう事業をなささいということではなくて、メニューの中で、2市1町が今やっている既存事業もありますけど、それ以外の新しい取り組みについても、取り組んでいこうという裁量はかなり働いた形の中でやっていこうと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○川上委員

それが国の作戦なんですね。それで、特別交付金は1年に飯塚市の場合7600万でしょう。嘉麻と桂川は1500万、差別だという声が全然上がらないんですね。この7600万のお金、この規模のお金というのが、今後の飯塚市の住民の願いから出発した施策を展開していく上で、足かせになっていくことはないのかということも考えておく必要がある。今少し根性のある答弁があったけど。今そうなんです。総務省の考えていることと、私たち地方レベルで考えていることは全然違う世界なんです。その中で食いついて、国の制度を利用して住民のために頑張ろうというのは大事なんです。だけど、大きな制度設計が国の発想がそうなっているということを最初から土台が違っているわけでしょう。3大都市

圏なんだから。市長の考え方がよくわからんけども。福岡都市圏なら若い世代が転出超過になっても構わんということなのかどうか。それから、このあいだちょっと考えてみようということがあったけど、便利になることは大事だけど、県の横断道路、八木山バイパス4車線化を急ぎましょうと。便利になりますよ。通過車両がものすごくふえる。同時に、飯塚から例えば都市圏に通勤もしやすいでしょう。逆もあるわけですよ。だから、福岡都市圏との関係はやはり良く考えないと定住自立にはなっていない。そういう問題が最初からあるだろうと思います。そういう心配をなぜするのかなというのは今言いましたけど、こういう問題がもう一つあるわけですよ。今後つくるというものとして飯塚市嘉麻市、飯塚市桂川町の協定に基づくという形で、定住自立圏共生ビジョン、先ほどあった、これをつくることになるんだけど、これはどういうものでどのように決めていくのか、答弁してください。

○総合政策課長

共生ビジョンというものは、そもそもどういうものかということでございますけれども、これは要綱に規定されておりますので、ちょっと読まさせていただきます。定住自立圏共生ビジョンは宣言中心市、これは飯塚市になりますが、当該宣言中心市を含む定住自立圏を対象として、要綱に規定する事項について記載するものであって、その策定、または変更にあたっては、民間や地域の関係者を構成員として、中心市が開催する協議、懇談の場、いわゆる一般的に圏域共生ビジョン懇談会における検討を得て、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について、協議を行うものということで、具体的にどんなものを定めるのかということになりますけれども、定住自立圏の将来像、いわゆる将来の人口推計、高齢化率の目標、それから定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取り組み、これは先ほど言いました連携事業という形になるかと思えます。そういったものをこのビジョンの中できちっと記載していくという形になります。それから定住自立圏の共生ビジョンの期間、基本は5年間ということになります。それと、いわゆるもう一つは成果指標、こういうふう定住自立圏を協定で連携してやっていってそしてその連携事業やった。その成果がどうであったかというようなことを評価するための成果指標、そういったものを記載していくということになります。先ほどの説明の中にもありましたけれども、いわゆる懇談の場というのにつきましても、これは2市1町の方々、それぞれの分野の方々も参画して組織するものでございます。そういったところのご意見を伺いながら、このビジョンについては策定していくということになります。

○川上委員

今策定していくと言われたんだけど、3大都市圏中でも、愛知などは先行的にこの構想に基づく取り組みが進んでいるところがあるんだけど、調査すると4年たっても、これに基づく取り組みでこんなによかったという成果は出ておりません。だからもう一期共生ビジョンを第2次をつくるから、それに期待してくださいというようなやりとりが地方議会でやっているのがあるんだけど。従来の連携、協調、共同で実現できる範囲のものが向こう5年で地方交付税による一般財源でできないことはないんだけど、共生ビジョンをつくらうということになってくると策定はどのような手続をするのかというのが問われてくるんですね。どういうふうにしてやっていくんですか。

○総合政策課長

本日配布いたしております補足資料の2のスケジュールをお願いいたします。協議組織ということで書いておりますけれども、下の方に、まず前段の協議といたしましては、今定住自立圏形成推進会議、これは構成は市長、町長及び副市町長、そういったところでそういう構成でやって組織しております推進会議の中で、まず、いわゆる共生ビジョン、そういったものの案あたりを検討していくという形になります。そういった案をつくっていきながら、今度は、上から3番目になりますが、圏域共生ビジョン

の策定の中で検討会議というのを設置いたしておりますので、そういったところの意見提言、そういったものを受けながら、それからまた議会の方にも進捗状況報告を報告して意見を聞きながら、最終的には、策定をしていくというそういう手順になります。

○川上委員

そのビジョンは議会で議決が必要になりますか。

○総合政策課長

ビジョンについては、議会の議決は必要といたしません。したがって、状況報告、そういったものを随時やっていくということで考えております。

○川上委員

それにかかわる予算はもちろん議会でかかりますけど、共生ビジョンに係る予算はどこが議決していくことになりますかね。

○総合政策課長

共生ビジョンにつきましては、このスケジュールのところの取り組み内容の左側でございますけれども、策定につきましてはあくまでもこれは中心市の飯塚市となります。したがって、予算については飯塚市の予算の中で計上していくこととなります。

○川上委員

そうすると共生ビジョンに対する住民の声は飯塚市の場合には比較的、執行部もあるでしょうけど、地方議員を通じて議会で反映されていくという筋道は立つけれども、嘉麻市の住民、それから桂川町の住民のこれに関する予算に対する声というのはどのようにして届くんでしょうか。

○総合政策課長

嘉麻市、桂川町の方の声ということでございますけれども、もちろん、この協議組織の形成推進会議につきましては、ベースとなる基礎の案を策定していきますけれども、ここについては、当然、嘉麻市、桂川町の市長町長、副市町長が入られます。それから、圏域共生ビジョンの策定につきましても、この検討会議委員については、一般的に連携する市町の住民の方とか関係機関の方とか、そういった方々がメンバーとして参画されるというのが一般的でございますので、本市でこのビジョンを策定する場合においても、そういうような構成にしていくということになろうかと思っております。それからそのスケジュールの中で市民意見募集というふうに書いておりますけれども、ここにつきましては、飯塚市民、これはちょっと市民という表記がよろしくなかったかもしれませんから、ここはあくまでも住民意見募集ということで、2市1町の住民の方々に意見を求めながらやっていくということでありまして、そういうふうな形で2市1町の方々の声を反映していくということになります。もちろん議会につきましても、それぞれの議会に具体的な進捗状況については、報告していくということになりますので、2市1町、それぞれの声を反映したところでの共生ビジョンの策定ということで考えております。

○川上委員

国というのは地方自治というのを何だと思っているのかなと思いつつながら答弁されましたかね。憲法によって、三権分立となっているでしょう。第8章の地方自治というのは、もう一つの重要権力ですよ。主権在民、恒久平和、基本的人権の尊重、仕事をしていく権力としては、三権だけではなくて、地方自治、この権力が非常に重要なんだということがわかっておるかということが大事だと思うんですよ。地方自治については既に承知のように、2元代表制ではないですか。行政をつかさどる市長と、それから監視機関としての地方議会があって、税金の執行についてもチェックするし、議決するんですけど。ところが今回の共生ビジョンについては、地方自治体のうち、二つの自治体の住民は、みずからの地方議員

を通じた監視だとか、チェックができないということになるわけですよ。こういう制度を国がつくっているわけですよ。憲法違反ではないんですか。この流れの中には、地方自治崩し、そして矛盾があるでしょう。憲法とは。ところがある発想に立てば矛盾がないんですよ。道州制ですよ。全国300のとかいう発想なってくると、何の矛盾もないもともと平成の大合併はそこから出発したわけでしょうけども

○委員長

川上委員、内容をまとめて集約して質問をしていただけませんか。討論のほうに、自分の討論に入ってますんで、個人的な討論は討論の場で言われてください。

○川上委員

市長がしやすいようにずっとしゃべっているつもりだけど、答弁しないから、激励しているんですけど、そういう流れの中で、地方自治と異質のものが、この定住自立圏構想の中に入り込んでくると。この中でその制度を利用して少しでもお金をとってと思うんだけど、それはそういう考え方もあると思うけど、それをしながら本質はやっぱり地方交付税を、国からもらう仕送りとは違うんですよ。自分たちの地方自治体の共有財産を国にとりあえず預けているだけですから。それを出しなさいよという流れの中で、今提案があっているものについては、実施すべきだと思うけど、市長どうですか。

○市長

今る質問者の考え方とか分析についてもお聞きいたしましたが、あくまでも本市としましては、2市1町で、または飯塚市と相手の自治体とで、これまで取り組んでいることそしてこれからさらに共同で取り組むことが、この2市1町の住民生活にとって必要なこと、そして、生活の向上につながることにについて手を取り合ってやっていこうという、本市そして嘉麻市、桂川町それぞれが主体性を持った取り組みだというように、まず認識をしているところでございます。冒頭におっしゃいましたように去年9月から、国の方から強いプッシュがあってどうのこうのというようなことは、私は全く承知しておりません。この必要性に至る認識については3年にさかのぼって協議が進められたというような報告を聞いております。

しかしながら、部分的には、先ほど質問者がおっしゃったような懸念もありました。わかりやすく言いますと、このことが、さらなる合併の第一歩につながるのではないかというようなことについても、2市1町の首長そして、副市長、副町長さんの話の中でも上がってきましたがそのような趣旨でなく、冒頭申しましたとおり、いろんな施策をともに共同で実施していくことのほうの意義について充実させようということで取り組み始めるものでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○川上委員

やっぱりおそれを持って国の制度は、活用するとか言っていましたけど、恐れを持つべきだと思いますよ。例えば添付資料の中にもある環境行政などについて、太い流れとして、民でできるものは民とかいう流れがあるじゃないですか、行革だとか。これをどんどん嘉飯山地域でやっていこうということなってくると、一部の特定勢力が権益を確保するために、この環境行政に影響を行使するとかいうこともあるわけですよ。こういったことも恐れを持って考えなければならぬ一つです。そういうことを、この定住自立圏構想の流れの中で、片峯市長が音楽大学のことで、規制緩和をとかいう言葉を使われたけど、規制緩和という言葉じゃないけれども、太い流れ中で地方においても、強い者が強く、弱いものが弱く――

○委員長

川上委員。川上委員。川上委員。

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 46

再開 11 : 49

委員会を再開いたします。委員の皆さんにお願いをしておきます。質問は質問、討論は討論という、それぞれ発言の場がありますので、その趣旨にのっとり、質問なり討論なり、やっていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。答弁のほうをよろしく願います。

(発言する者あり)

発言は挙手をお願いいたします。

○市長

まず全体的なこととして、いろんな懸念なされるようなご指摘もありましたので、そのことを心にとめながら、本市の主体性、そして、この圏域の自主性を持って、取り組んでいきたいと思っております。また一点、ご質問がありました環境問題につきましては、広域のというようなことは、この定住自立圏の中での検討材料として上がっておりませんので、その点についてはご理解いただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は議案第34号及び35号に反対の立場で討論いたします。反対する理由の第1は、国の制度で始まっていつている定住自立圏構想と、今回の飯塚市、嘉麻市並びに飯塚市、桂川町の協定の趣旨が異なっていることを承知の上でこの協定を結ぼうとしているからであります。それは既に、質疑の過程で明らかにしましたが、国の考え方というのは、3大都市圏との関係であります。本市の状況が、その関係が見られないにもかかわらず、現実に基づかないで、この事業を進めようとしているというのは矛盾が大き過ぎる。むしろ、福岡都市圏との関係を本市はどう考えていくのかというのを軸にすべきではないかと。従来から、本市が、今住んでいる、例えば高齢者のために、例えば若い子育て世代のために、子どもたちのために、本当に安心して住み続けられるまちをつくらうという流れと総務省が打ち出しているものとの関係がどういう関係にあるかについて、深い考えがない。7600万円が、あるいは1500万円がと言うんだけど、先ほど言ったように、このお金によって有利なふうに思われる面も確かにあるかもしれないけれども、それは将来の大変な不利益を内包しているのではないかと。つまりそれは、地方自治の崩壊です。空洞化です。そういう危険性を持っているのではないかと。むしろ、財政的な措置のことを言うのであれば7600万円について、本市がその余力がないわけではないです。体育館が15億5千万円できるというのに、大変な借金して、45億3千万円でもだそうかということでしょう。もちろん反対しますが、本筋は地方交付税もどんどん減っていくわけでしょう。ここに、交付税率を上げろという全国の声の流れの中に、立ち向かうべきである。それを国はしたくないから、定住自立圏中心市に適当なお金をばらまいて分断する。そういうようなことにもなっているのではないかと思うわけです。

2点目は、今回の協定によらずに、対等な立場で、嘉麻市の住民の皆さん、桂川町の住民の皆さんと話を対等の立場でしていくことになれば、今までよりももっと連携だとか、共同だとか、調整とか、変な力が入ってくるのを排除しながら、まともな住民の要求に立脚したものが、推進できると思うんです。

それから、3番目は1番に言ったことと関係があるけども、反対する理由の第3は、共生ビジョンにかかる予算について、飯塚市議会がすべて決めてしまうと。桂川町議会や嘉麻市議会は審議権のない。片峯市長が飯塚市議会に提出した予算書について、嘉麻市の市議会議員や桂川町の町議会議員、それぞれの住民の負託を受けた議員たちが乗り込んできて、審議するわけにいかないでしょう。このような差別的な制度のもとで、本当に心の通った連携とか、共生とか、調整とかできるはずがないと思うんです。その場はしのいだとしても1次、2次、場合によっては3次と、長引いていけばいくほど、飯塚市民と桂川町民、嘉麻市民の間に、どういう感情が生まれていくのか。せつかく街中子育て支援センターを広域で、どうぞお使いくださいということややるような努力もしているのに、日曜日でもどうぞという努力をしているのに、こういうことを続けていて本当に飯塚の名誉は保てるのかと。本当の意味での、さすが飯塚市と言われるような旗を上げられるのかと。1500万の予算、いやもういいや、以上で反対討論を終わります。

○委員長

今、反対討論をされた川上委員に確認をしますが、今の討論は議案34号、35号両方についての討論ですね。

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

議題中、「議案第34号 嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の締結」、について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第35号 桂川町との間における定住自立圏形成協定の締結」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 58

再開 13 : 00

委員会を再開いたします。

次に、「議案第36号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

議案第36号につきまして、補足説明をいたします。

議案書の79ページをお願いいたします。本案につきましては、福岡県市町村職員退職手当組合の構成団体が、解散されることに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数を減少し、同組合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。79ページの中段から下の方に記載しておりますように、同組合規約の別表第1及び別表第2の項中に記載のある「豊前広域環境施設組合」を削除するものであります。なお、新旧対照表を80ページから81ページに掲載いたしております。

以上簡単でございますが、議案第36号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論ありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第36号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について」は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第14号 玄海原発再稼働の延期を求める決議に関する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本請願を審査するに当たり、紹介議員として川上直喜議員に出席を求め、説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員さんは紹介議員席について、説明をお願いいたします。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。「請願第14号 玄海原発再稼働の延期を求める決議に関する請願」の紹介議員として、ご説明をしたいと思っております。請願者は原発知っちょる会、山口輝生さんであります。趣旨は、そこにお手元の請願書にありますとおり、飯塚市議会として住民の命と健康、暮らしを守るため、玄海原発再稼働の延期を求める決議を上げ、九州電力(株)に申し出てくださるよという趣旨であります。現状、玄海原発には既に燃料棒が搬入され、報道によりますと、3月23日ごろには制御棒を抜いて再稼働というような流れとも聞いております。そこで、請願の提出に至る理由については書いてありますけれども、4点が挙げられております。

第1点は、阿蘇山の火山噴火に関する新しい知見に基づいて、昨年12月に広島高裁が伊方原発等の再稼働について差し止める仮処分を決定したこととあります。ことしの秋までの差し止めということですので、稼働中の原発を止めようという例は過去にもありますけれども、火山の噴火、阿蘇山の噴火に関する知見に基づいて、高等裁判所がこのような仮処分を決定したのは、新しい事態であります。このことを踏まえてというのが、請願の趣旨の4つの点のうちの1つであります。

それから2点目は、本市議会でも共通の認識に立つ意見書を採択したことがありますけれども、玄海原発は本市との関係から言っても西方にあり、偏西風の関係で一たん過酷事故が生じれば放射能に本市が汚染されると、極めて短時間のうちにというのが第2点であります。

それから第3点は、先立っての市議会で意見書を採択しましたがけれども、原子力災害に関する損害賠償法を実効性あるものに変えていくことを求める意見書を政府に提出しておりますけれども、これが今の段階でまだ実現していない状況の中で、運転して大丈夫なのかという問題意識。

それから4点目は、故意による重大事故が発生したときに対応するべく施設、特定重大事故等対処施設が九州電力が、12月に設置申請を出しておるけれども、これはまだ完成していないという事実を指摘しているわけでありまして。

この4つの点、とりわけ第一の阿蘇山の破局的な噴火に関する新しい知見を高等裁判所が採用したと

いうことに着目した今回の決議を求める請願については、ぜひとも先ほど言ったような九州電力の再稼働の動きから見て、3月20日までの本定例会中に請願を採択し、決議を上げていただくよう求めるものであります。延期すべき期間については、請願者の判断としては、第1に福島事故の原因解明がなされ、原子力緊急事態宣言が解除されるまで、ないし、原賠法の措置額が十分な額になるまでということが請願者の意向であります。ぜひ、十分に審議されて、採択をしていただきますように要望して、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○勝田委員

ただいま紹介議員より、本請願に関する説明を受けたわけですが、私が一応手に入れた資料として、九電がホームページで「玄海原子力発電所の安全対策について」という資料があります。それと実際に2年前の平成28年4月に同僚議員12名と玄海原子力発電所に、これはもう自費で視察に出かけたときの資料とあわせて、照らし合わせて見直しをしていきました。紹介議員が請願の理由として、玄海原発への火山噴火による影響の可能性は否定できない。次に、飯塚市は偏西風の影響で、玄海原発の風下になることが多く、事故が発生すれば放射能汚染地域になる可能性が出てくる。3点目が、原子力損害賠償法の賠償措置額、保険だろうと思いますが、これは実効性がなく、法改正になるまで再稼働は延期すべきである。そして最後に、玄海原発にはテロ対策のための特定重大事故等対処施設がまだ設置されていないではないか。こういったことが挙げられたと思います。

1点目の火山噴火による影響の可能性を否定できないということに関しては、これは発電所から半径160キロにある第4紀火山、49火山があるということですが、それと九州のカルデラを対象に、将来の活動可能性の火山実証、つまり、火砕流だとか溶岩流ですね、そういったもの、それによる発電所への影響を評価した結果、敷地に火山灰は認められないという報告もあっております。また、この規制委員会の石渡委員の火砕流はもっと先まで流れていったに違いないという言葉が引用されていたと思うんですが、石渡委員はこの言葉だけではなくて、もっと先の部分まで、また、先のほうで大切なことを述べられたのではないかなと私はそういうふうに記憶していますが、さらに、九州に5つ存在するカルデラについては、噴火履歴の特徴及びマグマだまりの状況から、運用期間中の噴火の可能性は極めて低いというふうに評価されています。そして、カルデラについては、噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認するため、火山活動のモニタリングを実施し、活動状況に変化がないことを定期的に評価、確認をしているということでもあります。こういったことから考えて、火災噴火等の対策は、私は十分強化されているのではないかなと思っているわけです。

次の飯塚市は、偏西風の影響で玄海原発の川下になることが多く、事故が発生すれば放射能汚染地域になる可能性についてですが、おそらく2012年5月の西日本新聞で掲載された試算のことで言われたと思うんですが、これは福島第一原子力発電所事故の放射能物質が放出された場合で試算されたものではないかと思うわけです。新規制基準に適合した玄海原子力発電所の状況を踏まえた試算値ではないと思うのですが、いかがなものでしょうか。さらに、福島第一原子力発電所においては、事故によって、津波で電源が失われて、冷却機能が働かなくなり、事故が進展したという教訓を踏まえ、玄海原子力発電所では重大事故を防ぐため、いろんな安全対策が、これでもかこれでもかというくらいに張り巡らされていたのを、私たちは視察に行って自分の目で実際に確かめてきました。これは百聞は一見にしかずですかね。

そして、3点目の原子力損害賠償法の損害措置額は、実効性がなく、法改正するまで再稼働は延期す

べきで、これについては、原子力損害賠償法第16条で、損害賠償すべき額が損害賠償額を超え、かつ必要があると認められるときは、政府が原子力業者に対して必要な援助を行うことが、規定されているわけです。また、2011年8月にはその原子力損害賠償支援機構法が成立し、原賠法第16条に基づく国の措置を具体化し、損害賠償を超える原子力賠償が生じた場合にも原子力業者による相互扶助によって、賠償の支払いなどに対応できる仕組みが、私はここで構築されているのではないかなというふうに考えています。

最後の玄海原発にはテロ対策のための特定重大事故等対処施設がまだ設置されていませんということについてですが、特定重大事故等対処施設というのは、信頼性をさらに向上させるためのバックアップ施設ではないかと思うわけです。平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故では、地震、それに津波などにより安全機能が一斉に喪失しただけではなく、その後の重大事故の進展を食い止めることができなかったことが、これが教訓となったのではないのでしょうか。そして単なる重大事故の発生防止にとどまらず、事故の拡大を防ぐ対策だとか、影響緩和の対策などを新たに要求した新規制基準のもとでは、十分審査を受けて、対応可能に私はなっているのではないかと思います。そういったところで、理由として述べられることにちょっと私自身が疑問を感じた面を申し上げましたけれども、回答は特に求めませんが、私はそういうふうに思っております。

○川上委員

私は、質問いただいた勝田議員にも疑問が解消すればぜひとも請願に賛成してもらいたいし、賛成していただけるのではないかというふうにも思っております。勝田議員が、今指摘された、丁寧に4つかみ合わせていただいたんですけれども、火山の問題については、もうご承知かと思えますけれども、今おっしゃられた問題を提起された、疑問を提示されたことを踏まえて、昨年12月に広島の高裁は、仮処分が妥当であるという判決を下したものであります。広島の地裁では、本訴で、今おっしゃったような論点の審査が継続中だと思いますけれども、それを踏まえてでも、この阿蘇の破局的噴火による危険性が十分に小さいとは言いがたいと。しかも、このことが今の安全審査に関するほうにも合致しているとは言えないという指摘をしているわけですね。それで、伊方の問題と玄海原発の問題と場所も違うしというふうにも思われるかもしれませんが、160キロメートル以内というような線引きで考えれば、同じ範疇に入っていくというふうにも思うわけです。

それから、2つ目の放射性物質の飛散の問題なんですけれども、これは福島の事故が起こる前から研究が既に進んでいて、住民の方々の取り組みもありますよね。風船を飛ばして、どれぐらいで三群山を越えてきたかとかね。そういう地道な調査の結果も、各議員にはかつて紹介されたこともあるのではないかと思うんですけれども、私は、例えばこうやってこの問題を審査している最中に、実は2時間前に重大過酷事故が玄海原発で起きていましたという報道がなされたときには、今のルールでは、既に飯塚市内は重大な汚染地域になっているということも心配するくらいなんですよ。福島のシミュレーションが、この2の中に入っているかどうかというのは、そういう意味では、請願の根拠としてはかかわりがないというふうに思っております。現実に危機があるわけですから。

それから、原賠法との関係では、議員は確かに原賠法はあるんだけど、その中にある別の手だてで、措置額とは違う手だてで保証されればそれでいいのではないかという考え方が政府の中にあるわけなんですけれども、明確に原賠法はこの措置をきちんとしていなければ運転してはならないと、事業はできないんだということを明確に書いているわけですよ。別の手だてがあるから、実際に福島で、国民に25兆円くらいを押しつけていくんだけど。そういうことがあったから、措置額が実効性あるものになる前でも大丈夫ですよというわけにいかないではないかというふうに思うわけですね。

それから4点目は、この特定重大事故等対処施設の設置については、何というか、1、2、3のほう
が重大であって、最悪のときのためのことバックアップ的にあるのではないかという疑問なんですけれ
ど、原発事故に順序はないわけですよ。一たん過酷事故が起きれば、原因が何であろうとも大変な
ことになるわけですから。それで、九州電力は3号機、4号機について、原子炉設置変更許可申請を行
って、今言った特定重大事故等対処施設の設置の申請をいわば、したばかりなんですね、12月に。自
分たちが必要だと求めたものがまだできていないわけですから。それで、仮にバックアップだとしても、
そのバックアップができてからでもよいのではないのでしょうか。私たちが、あまり例がよくないけど、
何か重大なことをしようとしたときに、もしそれらが失敗したときは、2番手でこれで防御しようとい
うことを考えることがありますけども、1を急ぐ必要はないわけですから。電気は足りているわけです
から。急ぐ必要はないわけですから、バックアップができてから考えてもいいんじゃないかというふう
にも考えられると思っております。質問ではないということでしたので、私が回答するというものでは
ありませんけれども、いずれ議論を重ねていけば、この請願を採択し、九州電力にちょっと待ってくれ
というふうに言えるのではないかと。ぜひ3月20日前に、委員会で採決し、本会議でも採択してもら
えるように重ねてではありますけれども、お願いしたいと思えます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないようですので、紹介議員に対する質疑を終結いたします。川上議員さん、ありがとうございます
いました。

次に、議題全般に関する質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休憩 13:24

再開 13:52

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありますか。

○川上委員

飯塚市議会は平成28年2月22日に提出されておりました、平成28年6月15日に議決しました
「玄海原発再稼働について九州電力(株)に対して公開の説明会開催を申し入れることを求める請願」
を採択しました。これについては、九州電力に送付をしたかどうかお尋ねを事務局にいたします。

○議会事務局次長

玄海原発再稼働について九州電力(株)に対して公開の説明会開催を申し入れることを求める請願の
採択に伴う、九州電力への対応につきましては、平成28年6月16日に申し入れをいたしております。
これにつきましては、本市議会事務局の局長が持参をいたしまして、九州電力(株)飯塚営業所に持参
をして、説明及び請願書自体をお渡ししております。

○川上委員

そのとき、飯塚営業所ですね、そのとき及び、後に議会ないし議長あてに、九州電力から回答があっ
たでしょうか。

○議会事務局次長

当日に申し入れをいたしました際に、こちらのほうからは、九州電力の取締役あての公開説明会の開

催申し入れの文書を手渡しいたしております。その際に対応されました九州電力の飯塚営業所長より、現在九電として請願で要望される説明会の開催はやっておりませんと。本書については上申いたしますという回答をいただいております。

○川上委員

そうすると、その後連絡はないということですかね。

○議会事務局次長

その後につきましては、連絡はあっておりません。

○川上委員

後に、半年後ということになると思うんですが、本市議会は原子力依存からの撤退を求める意見書の提出を求める請願を採択し、そのとおりの意見書を昨年3月、採択いたしましたけれども、その送付先をお尋ねします。

○議会事務局次長

「原子力依存からの撤退を求める意見書」につきましては、提出先といたしまして、内閣総理大臣、文部科学大臣、経済産業大臣あてに平成29年3月27日付で送付をいたしております。

○川上委員

九州電力には意見書を出すルールがないですけれども、渡っていないですか。

○議会事務局次長

九州電力に対しては提出をいたしておりません。

○川上委員

次に、「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書の提出を求める請願」、これも採択されているわけですが、その送付先はどこになっていますか。

○議会事務局次長

原子力損害の賠償に関する法律を実効性あるものに改正することを求める意見書につきましては、提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣として意見書を提出しております。提出日は平成29年12月22日付でございます。

○川上委員

国にこれだけ飯塚市議会が再稼働の問題を含む原子力行政について、意見を述べているんだけど、返事をもったことはないと思います。しかし、こうした中で玄海原発の3、4号機を九州電力がいわば聞く耳持たぬということで、再稼働に向けて進めているのを、国ないし国の機関が容認にしているというのは、住民の生命、財産を守る立場から言えばいかがかと思うわけですね。そこで、執行部にお尋ねをしたいんですけれども、市議会が請願を採択し、今聞けば事務局長が九電に再稼働について公開の説明会を求める議会が採択した請願を持って行ったのに対して、議会の側には、その後何の音沙汰もないんですけれども、市長のほうにはどういう説明、ないしこうしたいというようなことがあったか、お尋ねします。

○防災安全課長

市議会の申し入れによる説明会の話は、市のほうにはございません。あっておりません。

○川上委員

わかりました。それで、飯塚市に地域防災計画があり、その中に原子力災害編というのがあることを九州電力が知っているかどうかお尋ねしたいのと、そのことについて勉強したいということで、市に連

絡があったことがありますか。

○防災安全課長

私どもの地域防災計画の中身を知っておられるかどうかというのはちょっと把握しておりませんが、このことについて勉強したいということでのお話があったことはありません。

○川上委員

議会の意思を伝えても返事がない。市の地域防災計画について何の知見も、知識もないまま、突き進もうと、再稼働に。しているのではないかと心配があるんですけども。それにしても、先ほどから発言しましたけれども、再稼働に向けて、重要な対策施設をつくるための申請をしているだとか、それから燃料棒を、もう持ち込みましたよとか。それから報道によればということですけども、制御棒を23日には抜いて、いよいよ再稼働体制というような、一連の重大情報ですよ。について、飯塚市長に対して提供があったかどうか、お尋ねします。

○防災安全課長

今回の再稼働に対する説明なり、期日なりというものは、説明は一切あつてはおりません。

○川上委員

私は先ほど、紹介議員として玄海原発の再稼働について、延期してほしいという請願の紹介議員としての発言をしましたがけれども、別の角度から言えば、既に再稼働を含む原子力事業について、飯塚市議会が重大な危惧を九電に直接投げかけ、市民と話し合いの場を持ってもらいたいということも言うし、それから国の行政府にも、立法府にも、意見書を2度にわたって述べているにもかかわらず、九州電力は30キロメートル圏内のところにはいろいろなやり取りをして、情報提供もそれなりにして、いざというときの避難体制についても迫られるというような状況があったにもかかわらず、本市に対しては何の情報提供もなく、もう間近に再稼働と。この姿を見たときに、住民の皆さんがやむにやまれぬ思いで、幾ら何でも今の段階での原発再稼働は待ってもらいたいという、このやむにやまれない思いだと思うんですよ。この間、飯塚市議会がいろいろ議論もし、住民の皆さんの声も聞き、百聞は一見にしかずと言われましたけれども、現地にまで行って状況を把握していく中で、幾ら何でもこういう流れの中で、九電が再稼働を押し切るのには、公益企業体としてもとるべき態度ではないのではないかとというようなことで意見を述べるができると思います。ぜひとも請願は採択してもらいたいし、それから、先ほどの九電に届いていない2つの意見書については、議会の仕事ではありますけれども、大至急、九州電力にこの間の2つの意見書を送り、公開説明会をやるべきだというふうに述べる必要があると思っております。以上を述べて、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○勝田委員

この請願に関しては、ぜひ会派に持ち帰って、学習もして、慎重審議をするためにも、継続審査をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長

ただいま申し出がありましたとおり、本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に開催予定の委員会において、改めて審査を行うということで、本委員会では継続審査とすることに賛成の委員は、挙手願います。

○川上委員

討論を求めたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14 : 05

再開 14 : 06

委員会を再開いたします。

川上委員から意見を述べたい申し出がっておりますので、発言を許します。

○川上委員

今慎重に審査したいということで動議が出て、委員長のほうからは、閉会中に、つまり今議会が終了の後に継続審査したいということでしたけれども、先ほど申し上げましたように九州電力は本議会の意向や、意向に十分な回答もなく、執行部にしかるべき問い合わせ等もしないまま3月23日にも制御棒を抜いて本格運転と、再稼働という流れになっているわけですから、閉会中まで継続審査を伸ばすということであれば、慎重に審査することが重要ですが、九電の流れにも、それから請願者の意思にも沿わないということになりますので、本来、3月20日前までに継続審査を終えて、3月20日で採択をするようにしてはどうなのかなど。そういう要望をして、意見としたいと思います。

○委員長

先ほど申し出がありましたとおり、本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に開催予定の委員会において、改めて審査を行うということで、本日は継続審査とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

○委員長

お諮りいたします。川上委員から、「財政見通しと行財政改革について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。川上委員にその具体的な内容の説明をお願いします。川上委員に発言を許します。

○川上委員

先だっの総務委員会でも市財政の見通しについて報告があり、今回、議会の代表質問、一般質問等でもこれについての質疑がありました。所管の委員会、総務委員会として、また私自身、総務委員として、この財政の見通しについて、さらに、認識を深めたいというふうに思っております。一つは、財政の見通しそのものですが、12年前に非常事態宣言を出してその目安は、財政調整基金等の状態によるものだったんですが、今回の財政見通しによれば、その程度の基金の残高に陥ることが宣言されているわけです。そのことについて一つは聞きたいのと、それから、それとのかかわりで行財政改革の目標と実績、2点目ですね。3点目については、今回の見通しの各項目について、不正確なところとか不透明なところが多いので、その他の欄も含めて伺いたいということです。それで、共産党としては、飯塚市議会のルールに基づいて、所管に関することは、本会議では一般質問では、質疑を差し引き控えようではないかと。所管は所管の委員会ですら事務調査をできるから所管でやりましょうということにしている流れもありますので、ぜひ、調査をさせていただきたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として財政見通しと行財政改革について、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議あり)

○勝田委員

私は、正直所管事務調査を行う必要があるかなと思っているんですが。というのもですね、結局言われている財政見通しや行財政改革も含めて、確かに代表質問、一般質問、各常任委員会、あるいは予算決算特別委員会で再三にわたって説明や報告等は受けてきたんですよね。だからあえて所管事務調査は、いるのかなと感じているんですが。

○委員長

ほかに意見はありませんか。

(な し)

ただいま、異議がありますということですので、再度お諮りいたします。本委員会として財政見通しと行財政改革について、所管事務調査を行うことに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、所管事務調査を行わないことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 14 : 13

再開 14 : 25

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。執行部から、案件に記載の6件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「2020東京パラリンピック事前キャンプ地誘致活動について」、報告を求めます。

○都市施設整備推進室副室長

2020東京パラリンピック事前キャンプ地誘致活動についてご報告いたします。平成29年6月の南アフリカ共和国、車いすテニス競技のキャンプ地内定以降、これまで同国オリンピック委員会と基本合意書締結に向けて協議を進めております。本協議の中で、車いすテニスに加え、同国オリンピック委員会より水泳についても、本市でキャンプを実施したい旨の意向を受けまして、現在、この2競技について、早期の基本合意書締結に向けた協議を進めております。

以上簡単ではございますが、2020東京パラリンピック事前キャンプ地誘致活動についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「一般社団法人福岡音楽大学設立の会からの要望について」、報告を求めます。

○秘書広報課長

2月6日に一般社団法人福岡音楽大学設立の会、代表理事会長松尾氏から市長に対し要望書の提出がありましたことをご報告いたします。お手元に、一般社団法人福岡音楽大学設立の会概要及び要望書の写しをお配りしております。

要望書の写しをお願いします。内容は、1枚めくっていただきまして、1ページ目の末尾に、同会において「飯塚市での音楽大学設立を目指す」ことを決定したとの報告があり、同じく1ページ目の上段

部分に今後、「音楽大学の設立について、設立の会との連携協力体制の構築など、積極的な検討を進めていただきたい」との要望となります。

また、3月3日土曜日に、福岡音楽大学設立の会主催による、文化連盟・音楽団体・市議会・市職員など、関係者を対象とした説明会が開催されております。

今後、同会に対し市民に対する積極的な情報提供を促すとともに、文化連盟、教育関係者等から意見をいただくなど、調査・研究を進めてまいります。

以上、ご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地域情報化計画について」、報告を求めます。

○情報推進課長

「飯塚市地域情報化計画の策定」について、ご報告させていただきます。

昨年、12月開催の総務委員会におきまして、「本計画素案の概要」と「市民意見募集等」について報告をさせていただいておりましたので、要点のみを説明させていただきます。昨年の12月上旬から1月上旬まで行いました市民の方への意見募集につきましては、ご意見がございませんでしたが、市内の3大学及び企業の方にご意見をいただきまして、本計画に反映できる部分につきましては、本計画に反映をいたしております。

それでは、資料の3ページ、計画書では、表紙の関係上、1ページ少ない2ページをお願いいたします。「計画策定の趣旨」といたしましては、少子高齢化や人口減少、これに伴う厳しい財政状況が続く中、「いつでも、どこでも、誰とでもつながる」という情報通信技術の特性を生かして、大都市圏や海外ともつながることにより、自然あふれる地方都市としての住みやすさに、利便性や働きやすさといった、さらなる魅力をプラスすることで、人口減少や地域経済の停滞に歯止めをかけ、将来にわたって発展し続けることができるまちづくりを目指すこととございます。

計画書の3ページをお願いいたします。「計画の位置づけ」につきましては、「第2次飯塚市総合計画」を上位計画としておりまして、本市が取り組む情報化施策を示す計画といたしております。

計画書の4ページをお願いいたします。「計画の期間」につきましては、来年度を初年度とし、最終年度を「第2次飯塚市総合計画」と同じ2026年度までの9年間としており、計画期間を前期・中期・後期と3年ごとわけ、計画の見直しを検討することといたしております。

計画書の15ページをお願いいたします。「本計画の情報化の施策」につきましては、その施策の優先度に応じて、「重点施策」、「推進施策」、「調査研究施策」の三種類に分類し、緊急性や重要度、費用対効果等について考慮しつつ、将来の本市の発展につながる「情報化施策の調査研究」にも取り組んで行くような内容といたしております。

本計画の16ページから25ページまでの個別施策について、幾つか申し上げますと、市民等の利便性の向上、市からの情報発信力の強化などを目的とした、「公衆無線LANの整備」や、「ICT、IoTを活用した地域防災、安全・安心」への取り組みなどがございます。

計画書の26ページをお願いいたします。「進捗管理と計画の推進」につきましては、PDCAサイクルに基づき、毎年度、進捗管理を行うことに加え、3年ごとに区切って、進捗管理を行うことといたしております。また、市民・民間事業者・大学等から「広く意見を求める体制」を構築し、適切な進捗

管理と計画の推進を図ることといたしております。下段に記載しております「評価と計画の見直し」につきましては、先ほども述べましたが、情報化技術の進展のスピードに柔軟に対応するため、3年ごとに、本計画の見直しを行うことといたしております。

以上で、「飯塚市地域情報化計画の策定」について、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「無線通信網における I o T 技術を活用した実証事業について」、報告を求めます。

○情報推進課長

「無線通信網における I O T 技術を活用した実証事業」について、ご報告させていただきます。

資料上段の「1 事業概要」をお願いいたします。無線通信網を使い、立岩小学校の1年生、2年生の児童のうち、希望者に「GPS機能付き防犯ブザー」を貸し出し、登下校中や塾の行き帰りなどにおいて、保護者がパソコンやスマートフォンを使って、Web上で児童の位置情報を確認することができる見守りシステムの実証事業を行うものです。

「2 事業目的」といたしましては、先ほどご報告いたしました「地域情報化計画」の中で、調査研究施策として掲げております、「I O T 技術を活用した子どもや高齢者の見守りシステム」の調査研究の一環として、本実証事業を行うとともに、実証事業を通じて、I O T の通信において、低額で運用できる、LPWA通信網の普及を促進することにより、市域における「I O T 利用環境の促進」を図ることを目的といたしております。

続きまして、「3 実施スケジュールの予定」といたしましては、4月までに、「事業範囲であります立岩小学校区におけるLPWA通信網の整備」を行う予定としております。4月から5月の期間内で、立岩小学校の保護者を対象に、説明会を開催し、希望者を確定する予定といたしております。6月以降に、「児童の見守り事業」を開始する予定としております。実証事業終了後、事業効果の検証を行う予定といたしております。

続きまして、参考として、「LPWA通信網」につきまして、資料下段に記載をしております。LPWAとは、「LOW Power, Wide Area」の略でございまして、少ない消費電力で半径数キロ数十キロの通信が可能な「無線通信技術」の総称でございまして、通信量が比較的少なく、低消費電力が求められるI O Tでの利用が期待されております。

LPWA通信網には、代表的なものとして、「Sigfox」、「LoRaWAN」、「NB-IOT」があります。それぞれの性能につきまして、表にまとめております。今回の実証事業におきましては、「Sigfox」を利用した実証事業を行うことといたしております。

以上で、「無線通信網におけるI O T技術を活用した実証事業」について、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

2、3点聞かせていただきます。立岩小学校の児童さんを対象に2600名ということですが、希望者はどのくらい見込んでおられるのかお願いします。

○情報推進課長

まだ説明会も行っておりませんで、見込みのほうは持っておりません。

○吉田委員

この事業については、事業を行うに当たって、お子さん。親御さんの負担あたりについてはどのような考えでしょうか。

○情報推進課長

今回の実証事業につきましては、防犯ブザーのほうは貸し出しとしておりまして、無償での貸し出しになります。通信面につきましても実証事業ということで、無償ではもう実証事業を行うこととしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「被災地職員派遣について」、報告を求めます。

○人事課長

「被災地職員派遣」につきまして、ご報告申し上げます。

平成28年4月の熊本地震の発生後、長期派遣といたしまして、平成29年度から熊本県益城町に事務職1名、御船町に保健師1名の計2名の派遣を行っておりますが、昨年7月に発生いたしました九州北部豪雨の被災地におきましても、現在、復旧・復興事業が急務となっており、職員不足が深刻な状況であることから多数の派遣要望がなされております。

そこで、本市、災害支援対策本部会議におきまして、熊本地震における長期派遣につきましては、平成29年度末をもって終了し、平成30年度につきましては、九州北部豪雨の被災地である朝倉市に、人的支援を行うよう、決定いたしましたので、ご報告いたします。

なお、派遣者につきましては、40代男性の事務職1名を平成30年4月1日から1年間派遣する予定といたしております。

また、これとは別に、文化庁から、熊本地震被災地の埋蔵文化財発掘調査の応援依頼があり、平成30年4月1日から2か月間、40代男性の学芸員1名を熊本県宇城市教育委員会に派遣することとしておりますので、あわせてご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「土地明渡等請求事件の経過について」、報告を求めます。

○財産活用課長

土地明渡等請求事件の経過について、ご報告いたします。

本件訴訟については、1月30日に12回目、2月27日に13回目となる弁論準備が行われました。現在、被告が市に請求している有益費相当額632万2590円については、工事の実施時期や範囲について請求原因事実の特定が必要であることから、抽象的ではなく具体的な主張を行うよう反論し、裁判所からも同様に被告に対して準備するよう指導されたところです。

また、市提出の準備書面は、有益費償還請求に対する具体的な対抗が必要であることから、コンクリート撤去工事に係る積算費用709万200円を証拠書面として提出しております。

また、この内容を補足する準備書面では、そもそもコンクリート舗装道路などの存在を「有益である。」と強制される言われもないことから、車輪洗いを含めたコンクリート部分については必要な構造物ではなく、市は本件土地所有権に基づく妨害排除請求権として、土地上の構造物等の撤去を求める権利を有しており、その費用を反訴原告に請求することができるとしております。なお、次回の弁論準備については、4月10日に行われることとなっております。

以上、簡単ではございますが、報告事項の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

当該の市有土地は現在どういう状況になっていますか。

○財産活用課長

市有土地の管理については、財産活用課で管理はいたしております。現在は別段、そのままの放置というふうな状況になっております。

○川上委員

現在、管理ができておるといことのようにですけど、撤退直前に隣のゲートボール場になっておったところとの境を埋めてしまっておったと思いますけれども、それについてはどういう状況ですか。

○財産活用課長

お尋ねの部分についても、現在もそのままになっております。

○川上委員

それはコンクリート構造物はそうでしょうけれども、係争中のそのときに現状を変更する行為を行ったんだけど、その部分については、市としてはどういう主張をしていますか。

○財産活用課長

裁判の過程において、委員会のほうでも報告をさせていただきましたけれども、土地の明け渡しは認めざるを得ない状況であるは申しながらも、準備書面の中で6項目のまだ残っている課題を明示させていただいております。その中に、ただいま質問委員がおっしゃっている上部ゲートボール場の登り口を2カ所封鎖しておるということを記載して、証拠として書面で提出しております。

○川上委員

要求としては、原状回復を要求しているんですか。

○財産活用課長

原状回復が不十分であることから、これについては損害賠償等については、本件とは別に請求を行う予定であるということで訴えております。

○川上委員

相手側事業者及び代表者の居所については、本市は把握しておりますか。

○財産活用課長

裁判の中で居所及び相手方被告の名称等は把握はいたしておりますが、今現在というところでは、別段調査等は行っておりません。

○川上委員

私は当初からこの事件については国が国有土地に関したもので不法占拠があった場合、これこれの手順で事態打開を図るという通知を理財局長が出していることを紹介しました。それは皆さんも認識があったと思うんだけど、その流れから言えば、まず刑事告発、そして民事で土地明渡訴訟という国の場合

は流れであるということで主張してきたんだけど、飯塚市は刑事告訴をせずに民事から入っていったということで、このことが今の裁判の不毛なやり取りになっているのではないかと思うんですよ。刑事告訴について、市長が不在ですけども真剣に検討すべきではないかと思うけど、副市長、どう思われますか。

○副市長

この裁判につきましては、顧問弁護士と十分協議しながら進めております。刑事告訴については、まだ顧問弁護士とは当然、話し合いはしておりませんので、いろいろ今の中でやっていくことで顧問弁護士とは話をずっと続けておりますので、そこまでは当分やっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします

○川上委員

この会社とは初めて裁判しているわけではないんですよ。それで、裁判は平野弁護士でしょう。向こうの戦術もわかっているでしょう、皆さん方は。だから、こんなに続いているんだけど、この土地明け渡しのほうも。いつ終わるかわかりませんよ。順序をそもそも間違っているわけだから、今は明け渡しを認めておるといことなんだけど、時効に達していないでしょう。ですから、刑事告訴を、反訴というのではないけれども、掲示告訴を提起して闘っていくとことではなければ、勝たない。別の条件を提示されて、全く関係のないところで飯塚市が譲歩を繰り返していくということにもなりかねない。そういう懸念があるんですよ。刑事告訴を、さっきの答弁は、民事は民事でいくという答弁だったけど、刑事告訴を真剣に弁護士と相談してみませんか。別の弁護士がいいかもしれません。副市長、答弁お願いします。

○副市長

顧問弁護士と、その件について、ちょっと初めて、民事だけでずっといっておいりましたので、刑事告訴については顧問弁護士と1回も話をしたことがありませんので、顧問弁護士と話はさせていただきたいと思っておりますし、ほかの人といっても、顧問弁護士と今やっている中だから、それについてどうするのかは、やっぱり顧問弁護士の意見も聞きながら対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○川上委員

本市として、正式に弁護士、どの、というのはありますけれども、刑事告訴について相談をするということを確認して、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。